

ふるさと納税制度の あり方について

横浜市財政局税制課



横浜市

目 次

I ふるさと納税制度の概要

- 1 創設・改正経緯
- 2 ふるさと納税制度の実績と現状

II メディア等で指摘されている問題点

- 1 自治体財政への影響
- 2 税の公平性
- 3 本来の趣旨と異なる活用の拡大

【参考1】 横浜市の対応

【参考2】 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見

I ふるさと納税制度の概要

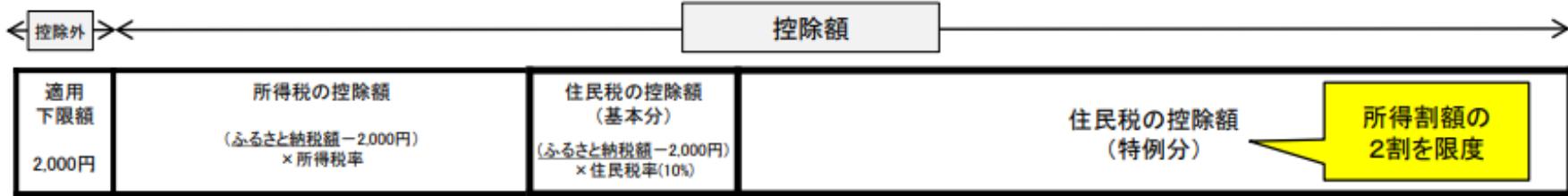
I ふるさと納税制度の概要

- 平成20年度税制改正において、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された。
- 自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から全額が控除される。

ふるさと納税の意義（総務省 ふるさと納税ポータルサイトHP「ふるさと納税の理念」より抜粋）

- ・第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
- ・第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
- ・第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。
それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

控除のイメージ



1 創設・改正経緯

1-1 創設・改正経緯（H5～R7）

- 平成20年度税制改正により、ふるさと納税制度は創設された。
- 平成27年度税制改正により、特例控除額の上限の引上げ（個人住民税所得割額の1割から2割に拡充）及びワンストップ特例制度の創設が行われた。
- 直近は、制度本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、返礼品の基準に係る改正が行われている。

年度	概要(主な改正内容)
平成5年度	個人住民税の寄附金控除の対象に地方公共団体に対する寄附金を追加 ※10万円を超える寄附を行った場合、10万円を超える寄附金の金額について寄附金控除の対象
平成20年度	ふるさと納税制度の導入(特例控除の創設) (6ページ)
平成23年度	寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ
平成27年度	特例控除上限の引上げ(所得割の1割から2割へ拡充) (7ページ) ワンストップ特例制度の創設 (9ページ)
令和元年度	指定制度の創設(実施基準・返礼品基準) ※過度な返礼品等の是正・趣旨に反するような募集等の是正
令和5年度	前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 ※最大2年前の基準不適合等を理由とした指定の取消しが可能 募集適正基準の改正 ※募集費用について、付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする 地場産品基準の改正 ※加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める
令和6年度	募集適正基準の改正<R7年10月から適用> ※ポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止 地場産品基準の改正 ※「区域内での工程が製造等ではなく製品の企画立案等であるもの」や「宿泊等の役務」について、付加価値や、地域との関連性をより重視した形で基準を見直し
令和7年度	募集費用の透明化<R7年度の募集費用(R8年9月に公表)から適用> ※地方団体が「1支払先あたり100万円以上」の募集費用について、その支払先・支払額・支払目的を公表 地場産品基準の明確化<R8指定(R8年10月)から適用> ※付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする ※製造者が価値の過半が区域内で生じたことを証明するとともに、自治体が証明事項を公表する 等

1-2 ふるさと納税制度の創設（H20）

- 個人住民税の寄附金税制の抜本的な見直しがされる中で、地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを平成21年度分の個人住民税から導入。
- 所得税と個人住民税の基本分の控除により控除できなかった寄附金額について、個人住民税の税額控除の特例分として、個人住民税所得割額の1割を限度として全額控除。

地方公共団体に対する寄附金税制の見通し

	現 行	改 正 後
〔 寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲 〕	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
〔 控除方式 〕	所得控除方式	税額控除方式
〔 控除率 〕	$(\text{適用対象寄附金} \times \text{税率} (10\%))$ の軽減効果	<u>地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除</u> 〔税額控除額の計算方法〕 ①と②の合計額を税額控除 ① [地方公共団体に対する寄附金 - 5千円] × 10% ② [地方公共団体 - 5千円] × [90% - 0~40%] 〔寄附者に適用される所得税の限界税率〕 ②の額については、個人住民税所得割の1割を限度
〔 控除対象限度額 〕	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の <u>30%</u> (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
〔 適用下限額 〕	10万円	<u>5千円</u>

- 地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充。
- 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

● ふるさと納税 改正の概要

(1) 特例控除額の控除限度額の引上げ

(略)

今般の年度改正法において、この控除限度額について、地方創生を推進する観点からふるさと納税の一層の活用を促進するため、「地域社会の会費」という個人住民税の性格も踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に引き上げることとされたところである（法37の2②、314の7②）。この結果、2,000円を除く全額が控除されるふるさと納税額（年間上限）についても、従前の約2倍となることとなった。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度

今般創設されたふるさと納税ワンストップ特例制度は、マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入するものであり、当分の間の特例として創設された。当分の間の申告手続の特例として創設するものであることから、地方税法本法附則において、「個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等」として規定されたものである（法附則7、附則7の2、附則7の3）。(略)

出典：平成27年改正地方税制詳解（地方財務協会）

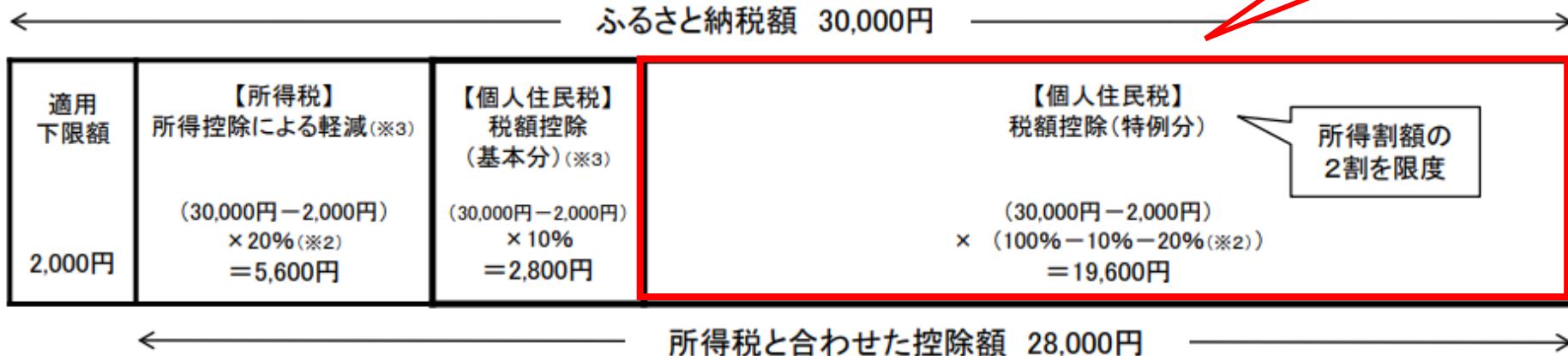
1-4 ふるさと納税に係る控除額の計算 (H27~現在)

- ふるさと納税のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

【控除額の計算】

- ① 所得税…(ふるさと納税額 - 2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0~45%)(※))が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)…(ふるさと納税額 - 2,000円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)…(ふるさと納税額 - 2,000円)×(100% - 10%(基本分) - 所得税率(0~45%)(※))
→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)
- (※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ (※1)】



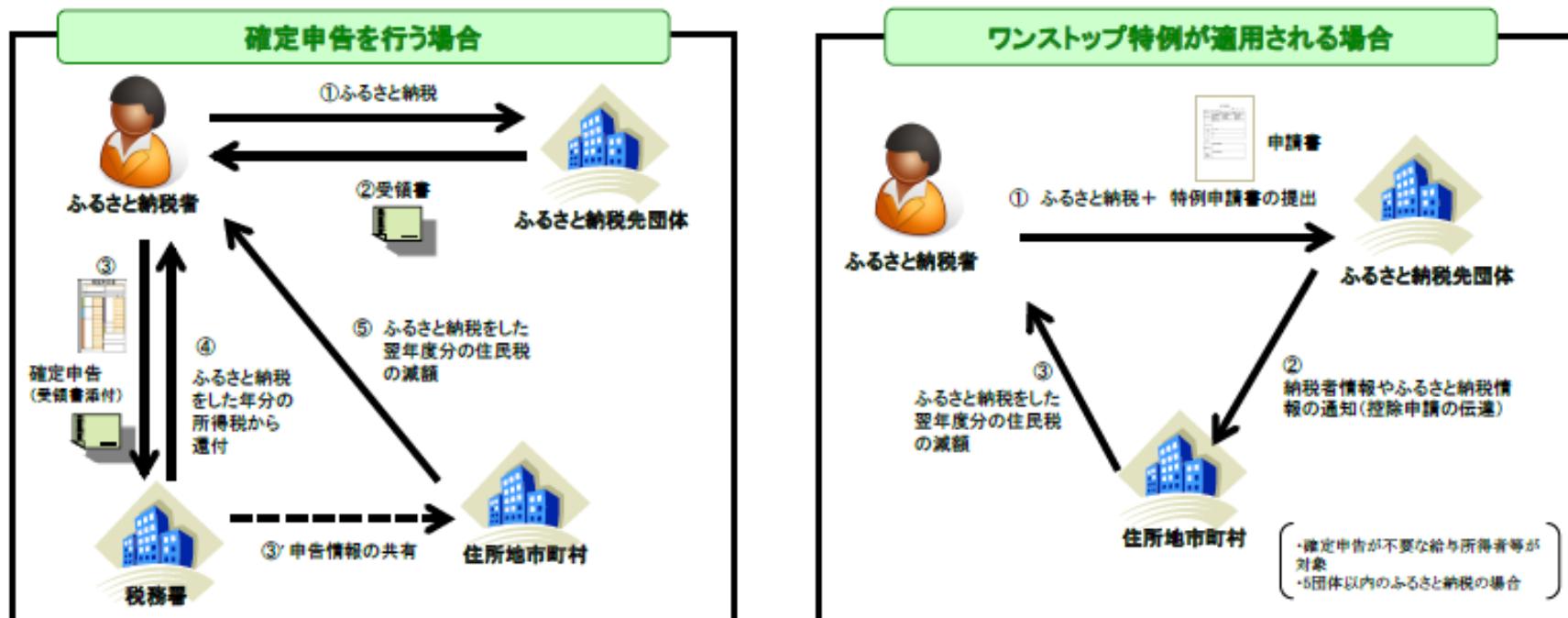
※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

1-5 ワンストップ特例制度（H27～現在）

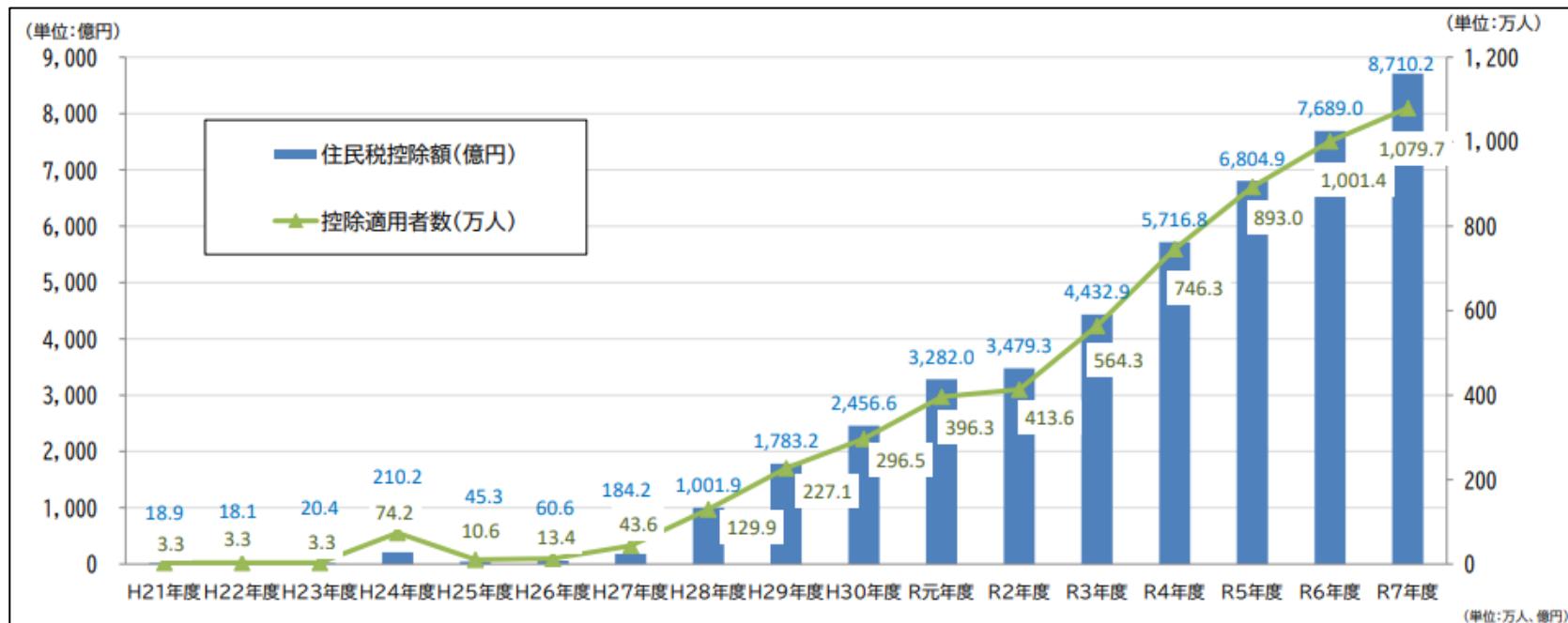
- ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み（平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象）。
- 控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要だが、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから本制度が創設された。
- 所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりしている状況。



2 ふるさと納税制度の実績と現状

2-1 住民税控除額及び控除適用者数の推移（全国計）

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数は年々増加。
- ワンストップ特例制度の適用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和7年度課税における控除額は約8,710億円、控除適用者数は約1,080万人。



課税年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9	1,783.2	2,456.6	3,282.0	3,479.3	4,432.9	5,716.8	6,804.9	7,689.0	8,710.2
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9	227.1	296.5	396.3	413.6	564.3	746.3	893.0	1,001.4	1,079.7

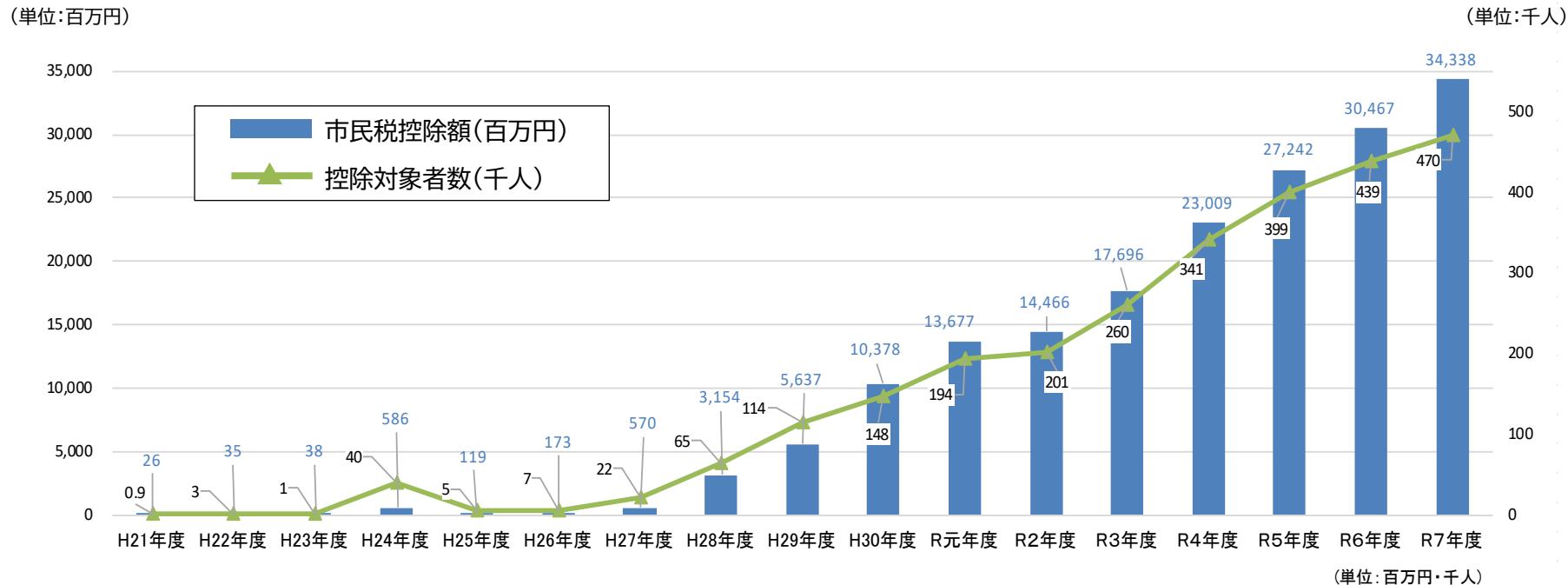
※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和7年度については、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和6年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和7年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

2-2 市民税控除額及び控除適用者数の推移（横浜市計）

- ふるさと納税に係る市民税控除額及び控除適用者数は年々増加。
- ワンストップ特例制度の適用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和7年度課税における控除額は約343億3,800万円、控除適用者数は約47万人（全国1位）。



※平成28年度以降は、各年度の「ふるさと納税に関する現況調査について 課税における住民税控除額の実績等」（総務省）の数値、平成27年度以前は、課税状況調査をもとに算出し、作成。

※表中（）内はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績

2-3 【参考】令和7年度市税実収見込額の概要（横浜市）



- ふるさと納税に係る市民税の減収影響額は、個人市民税収の約7% (=325億円/4,711億円)に迫る規模。

税目別内訳

令和7年度当初実収見込額 9,459億円

(注1) 増減はR6当初実収見込額比

(注2) R5は決算額、R6・7は各年度の当初実収見込額

個人市民税 +498億円 (+11.8%)
(納税者数の増や給与の引き上げ等による増、
定額減税の終了による増など)

R5 4,319億円 R6 4,213億円 R7 4,711億円

- ・ふるさと納税による税収影響額（減収額）
R6決算見込 ▲298億円 → R7 ▲325億円
(参考) R5 ▲265億円

- ・給与所得納税者数
R6 170.1万人 → R7 172.2万人 (+1.3%)
- ・1人当たり給与収入金額
R6 5,607千円 → R7 5,753千円 (+2.6%)
- ・定額減税終了による増 226億円

法人市民税 +39億円 (+7.6%)
(企業収益の増による法人税割の増など)

R5 522億円 R6 512億円 R7 551億円

**個人市民税
4,711億円**

法人市民税 551億円

**固定資産税
3,073億円**
(土地 1,274億円)

(家屋 1,373億円)

(償却資産等 426億円)

都市計画税 664億円

その他 459億円

うち、横浜みどり税
(市民税均等割 超過課税) 合計 30億円
[個人 19億円]
[法人 11億円]

固定資産税 +78億円 (+2.6%)
(土地の地価上昇の影響や家屋の新增築による増など)

R5 2,932億円 R6 2,996億円 R7 3,073億円
・土地:負担調整措置の影響による増 +29億円
・家屋:家屋の新增築による増 +28億円

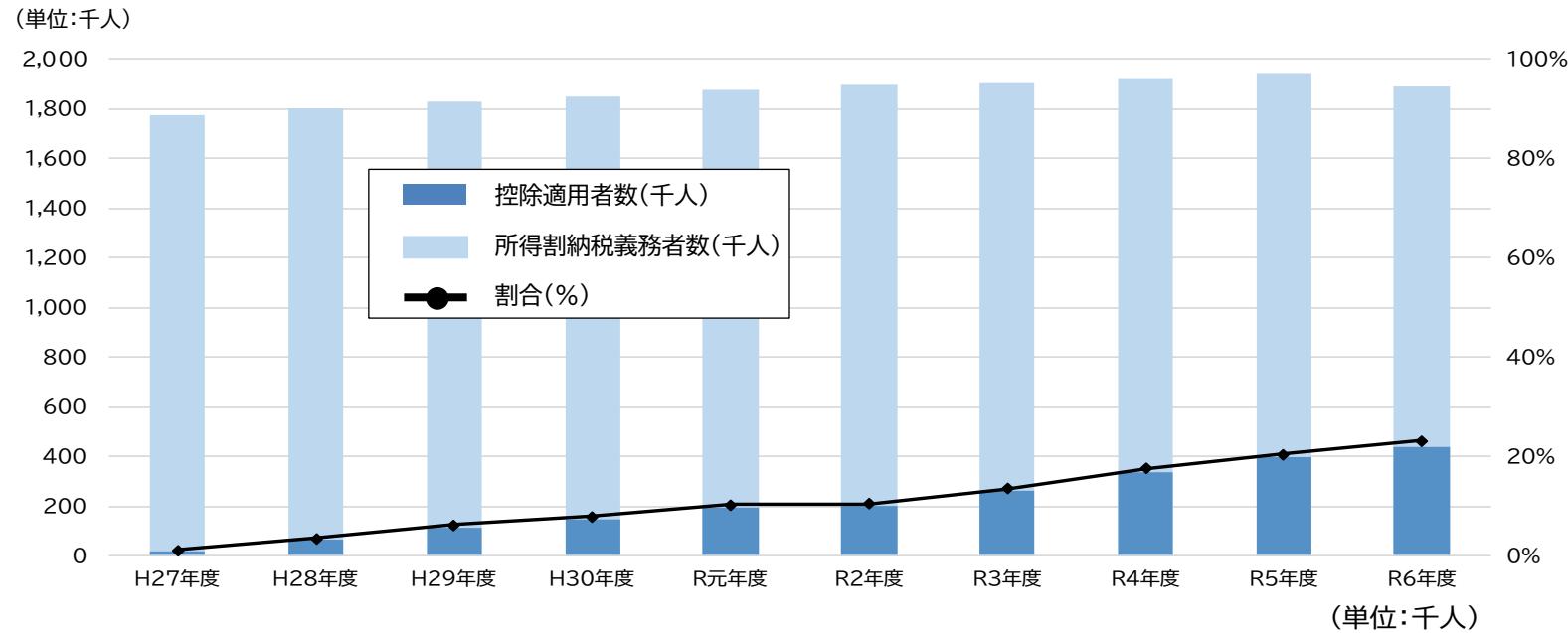
都市計画税 +18億円 (+2.7%)

R5 630億円 R6 647億円 R7 664億円

市たばこ税 224億円 (▲8億円、▲3.5%)
事業所税 197億円 (+3億円、+1.5%)
軽自動車税 38億円 (+2億円、+5.8%)
入湯税 0.8億円 (+0.1億円、+8.6%)

2-4 個人市民税の納税義務者に占める控除適用者の割合

- 横浜市の令和6年度個人市民税所得割の納税義務者の中、ふるさと納税にかかる控除適用者は約23%を占める。
- 個人市民税所得割納税義務者数に占める控除適用者数の割合は年々増加。



課税年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口(1月1日時点)	3,722	3,729	3,736	3,738	3,746	3,755	3,760	3,756	3,754	3,753
個人市民税所得割納税義務者数	1,778	1,803	1,828	1,849	1,877	1,898	1,906	1,927	1,947	1,890
控除適用者数	22	65	114	148	194	201	260	341	399	439
納税義務者数に占める控除適用者数の割合	1.2%	3.6%	6.2%	8.0%	10.3%	10.6%	13.6%	17.7%	20.5%	23.2%

※個人市民税所得割納税義務者数：各年度の「市町村税課税状況等の調（個人の市町村民税の納税義務者等に関する調 第2表）」均等割と所得割を納める者_納税義務者数

人口：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査「【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」（総務省）

2-5 令和7年度課税における住民税控除額の多い20団体



- 人口が多い団体ほど控除額・控除適用者数が多い傾向。
- 横浜市が最多（控除額約340億円・控除適用者数約47万人）。
- 令和4年度課税以降、上位20団体に変動なし（20位内で順位変動はあり）。

○ R7年度課税における住民税控除額 上位20団体 (単位:百万円、人)

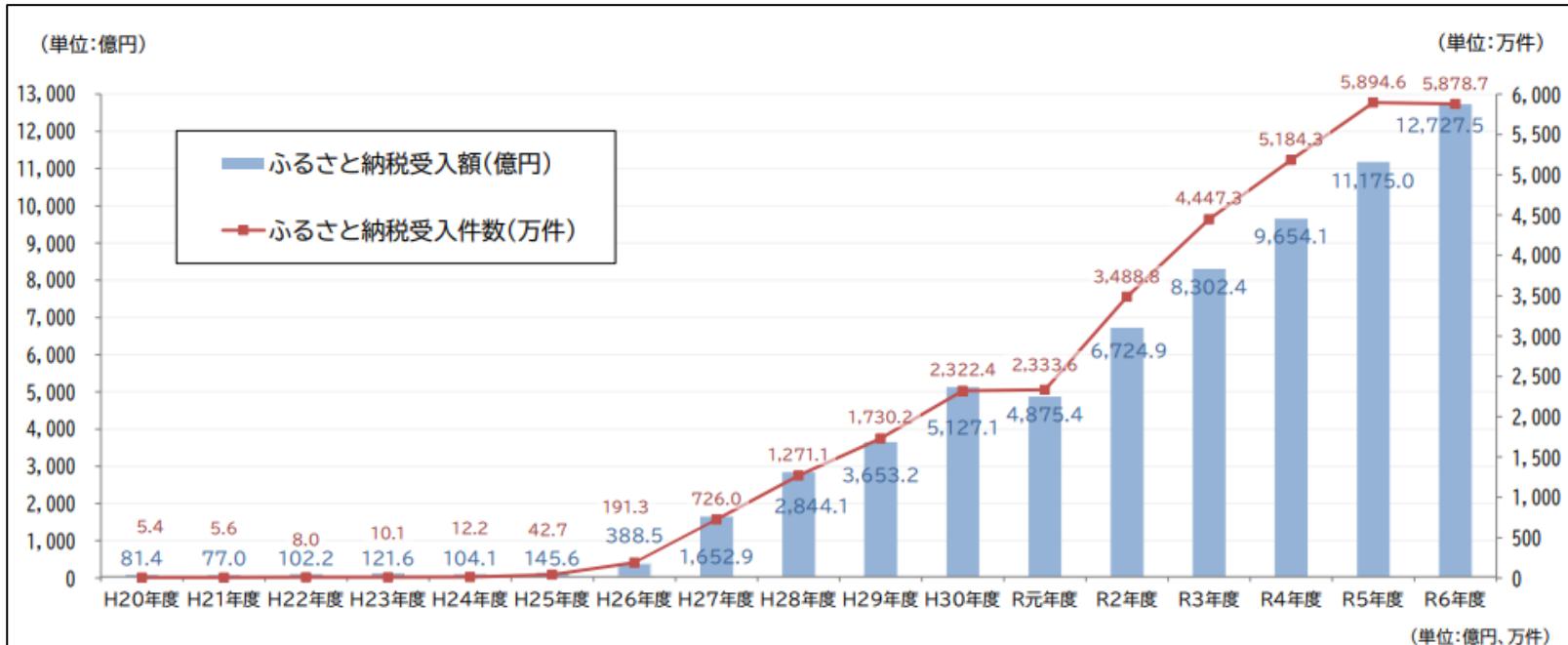
団体名		住民税控除額	控除適用者数	団体名		住民税控除額	控除適用者数		
1	神奈川県	横浜市	34,338	470,220	11	東京都	港区	9,107	58,378
2	愛知県	名古屋市	19,836	274,495	12	千葉県	千葉市	7,193	101,756
3	大阪府	大阪市	19,226	298,579	13	広島県	広島市	6,605	107,124
4	神奈川県	川崎市	15,401	222,033	14	東京都	大田区	6,473	114,039
5	東京都	世田谷区	12,349	155,155	15	東京都	江東区	6,159	95,523
6	埼玉県	さいたま市	11,442	167,078	16	東京都	杉並区	5,960	93,572
7	福岡県	福岡市	10,942	170,206	17	東京都	品川区	5,958	82,898
8	兵庫県	神戸市	10,216	157,449	18	宮城県	仙台市	5,858	96,184
9	北海道	札幌市	10,026	179,123	19	東京都	渋谷区	5,799	45,587
10	京都府	京都市	9,147	135,811	20	東京都	練馬区	5,614	105,221

※ R6年中（R6.1月～R6.12月）のふるさと納税に係る住民税控除の適用実績

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）

2-6 ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）

- ふるさと納税の受入額は直近6年間増加しているが、受入件数は令和6年度に減少。
- ワンストップ特例制度の利用実績は、制度開始後年々増加。
- 令和6年度の受入額は約1兆2,728億円、受入件数は約5,879万件。



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受入額	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9	2,844.1	3,653.2	5,127.1	4,875.4	6,724.9	8,302.4	9,654.1	11,175.0	12,727.5
受入件数	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0	1,271.1	1,730.2	2,322.4	2,333.6	3,488.8	4,447.3	5,184.3	5,894.6	5,878.7

※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。

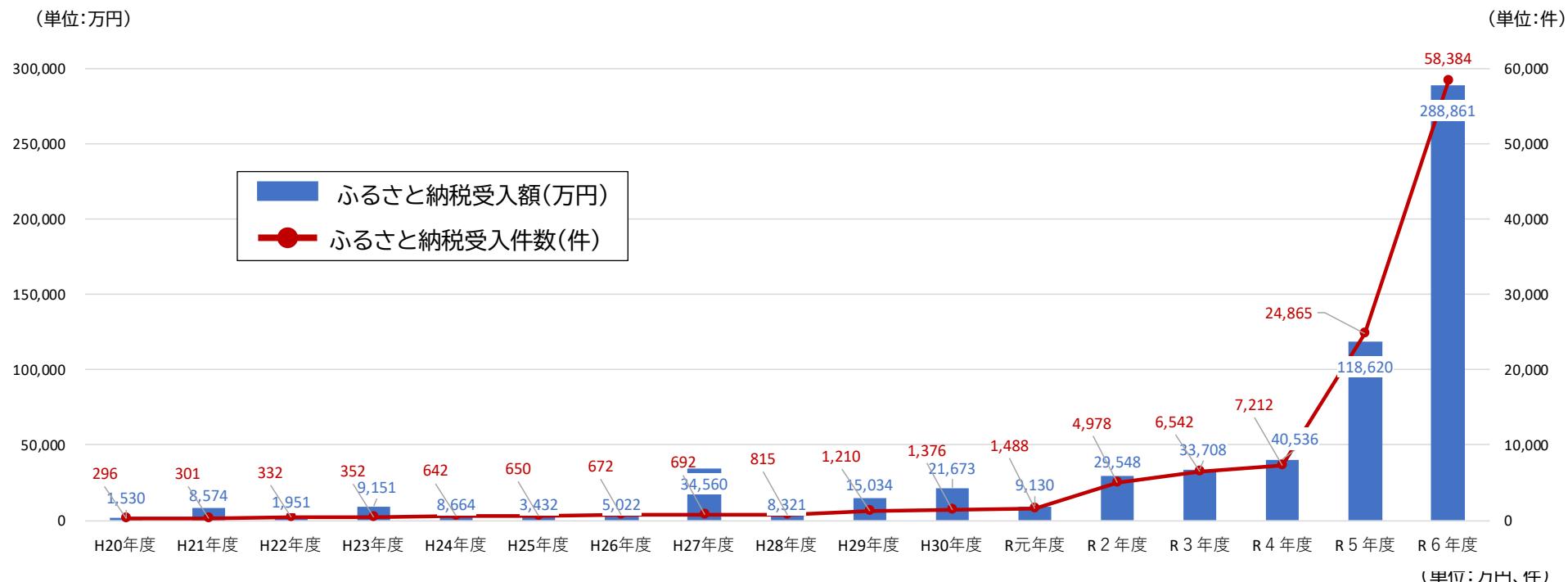
※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

2-7 ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（横浜市計）



- ふるさと納税の受入額・受入件数ともに直近6年間増加。
- ワンストップ特例制度の利用実績は、令和2年度以降急増。
- 令和6年度の受入額は約28億8861万円、受入件数は5万8,384件。



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受入額	1,530	8,574	1,951	9,151	8,664	3,432	5,022	34,560	8,321	15,034	21,673	9,130	29,548	33,708	40,536	118,620	288,861
受入件数	296	301	332	352	642	650	672	692	815 (106)	1,210 (136)	1,376 (156)	1,488 (112)	4,978 (641)	6,542 (1,085)	7,212 (1,408)	24,865 (4,232)	58,384 (12,513)

※「ふるさと納税に関する現況調査について 各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～令和6年度）」（総務省）から作成

※表中（）内はふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績

2-8 令和6年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体

- 上位20団体で全国の受入額のうち約2割（約2,533億円）を占める。
- 20団体中5団体を除き、令和5年度も受入額上位20団体に入っている（赤字の団体）。

○令和6年度におけるふるさと納税受入額 上位20団体

団体名		寄附受入額	寄附件数	財政力指数 (令和5年度)
1 兵庫県	宝塚市※	25,668	7,919	0.82
2 北海道	白糠町	21,165	1,333,228	0.24
3 大阪府	泉佐野市	18,152	1,130,779	0.86
4 宮崎県	都城市	17,692	862,624	0.54
5 北海道	別海町	17,350	1,035,913	0.31
6 北海道	根室市	14,691	672,865	0.34
7 愛知県	名古屋市	13,791	274,101	0.97
8 宮崎県	宮崎市	13,243	687,764	0.69
9 北海道	紋別市	13,083	760,997	0.33
10 宮城県	気仙沼市	12,165	819,350	0.44

団体名		寄附受入額	寄附件数	財政力指数 (令和5年度)
11 静岡県	焼津市	11,907	800,136	0.82
12 京都府	京都市	11,500	246,550	0.8
13 山梨県	富士吉田市	10,120	511,542	0.66
14 岩手県	花巻市	8,432	550,101	0.46
15 福井県	敦賀市	8,393	420,558	0.86
16 北海道	千歳市	7,476	387,226	0.72
17 山梨県	甲府市	7,416	199,679	0.71
18 新潟県	南魚沼市	7,122	183,624	0.41
19 茨城県	守谷市	7,038	335,898	0.96
20 静岡県	富士宮市	6,938	363,067	0.84

※宝塚市によると、寄附受入額約257億円には、市立病院に対する市民2人からの約254億円の寄付を含んでいる。

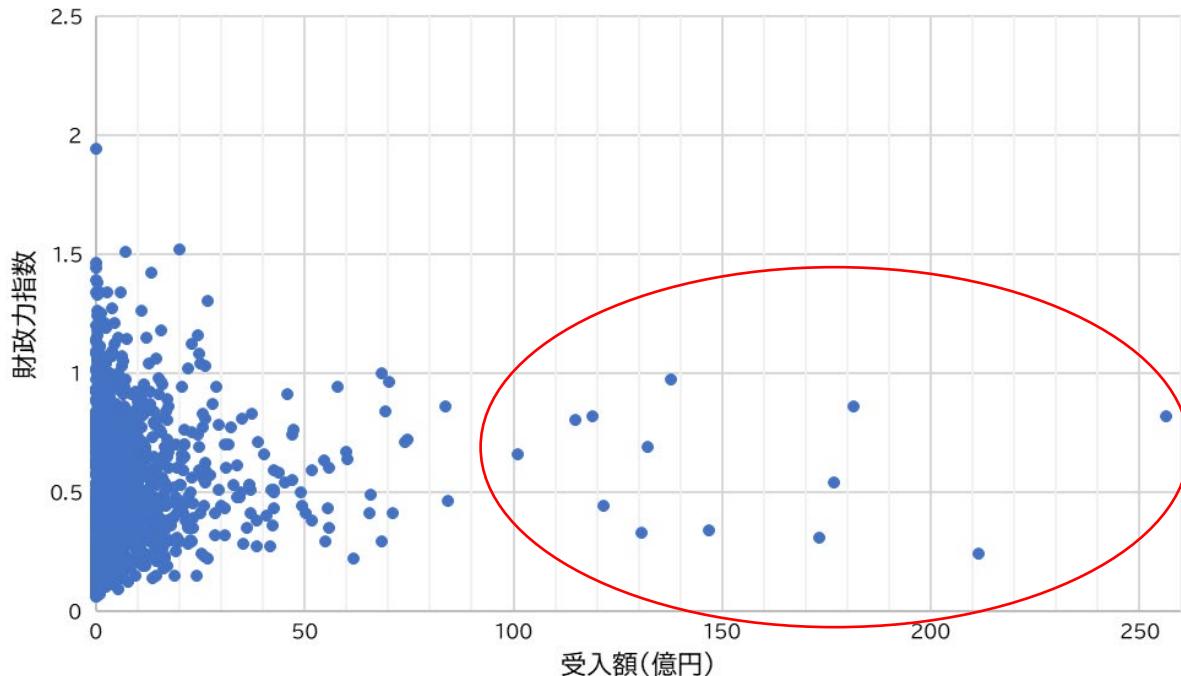
※令和6年度（令和6.4月～令和7.3月）の受入実績

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）から作成
財政力指数：「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）

2-9 【参考】ふるさと納税受入額の偏り①

- ふるさと納税受入額は、一部の団体に偏っている。
- 財政力指数とふるさと納税受入額の明確な相関関係は見受けられない。
- 財政力指数とふるさと納税受入額の散布図

【参考】財政力指数の全国平均:0.48
財政力指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となる



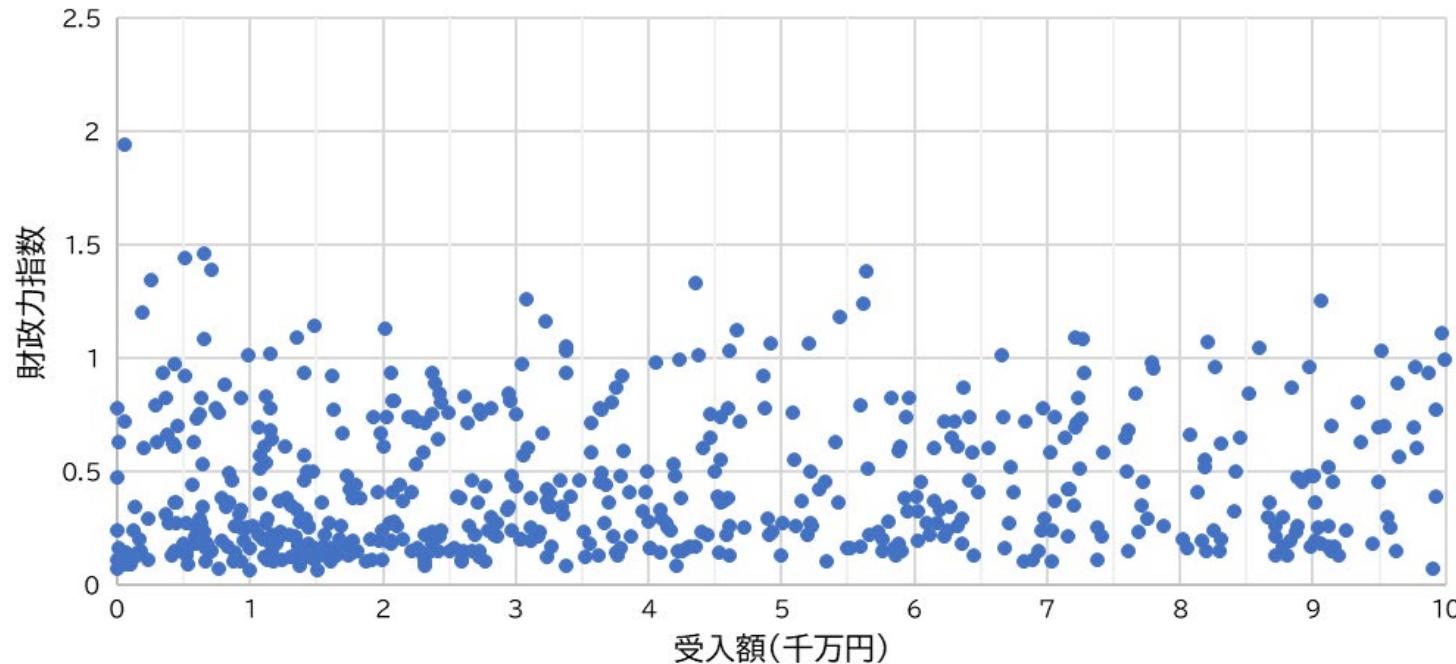
地方団体の約8割

受入額	団体数
10億円以下	1425
10億円超50億円以下	273
50億円超100億円以下	23
100億円超150億円以下	8
150億円超200億円以下	3
200億円超	2

参考：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）、
「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）から作成

2-10 【参考】ふるさと納税受入額の偏り②

- 財政力指数とふるさと納税受入額の明確な相関関係は見受けられない。
- ふるさと納税受入額1億円以下の団体の財政力指数の平均は、全国平均（0.48）より低くなっている（0.41）。
- 財政力指数とふるさと納税受入額の散布図（受入額1億円以下）



受入額	団体数	財政力指数 (5%トリム平均)
1億円以下	561	0.41

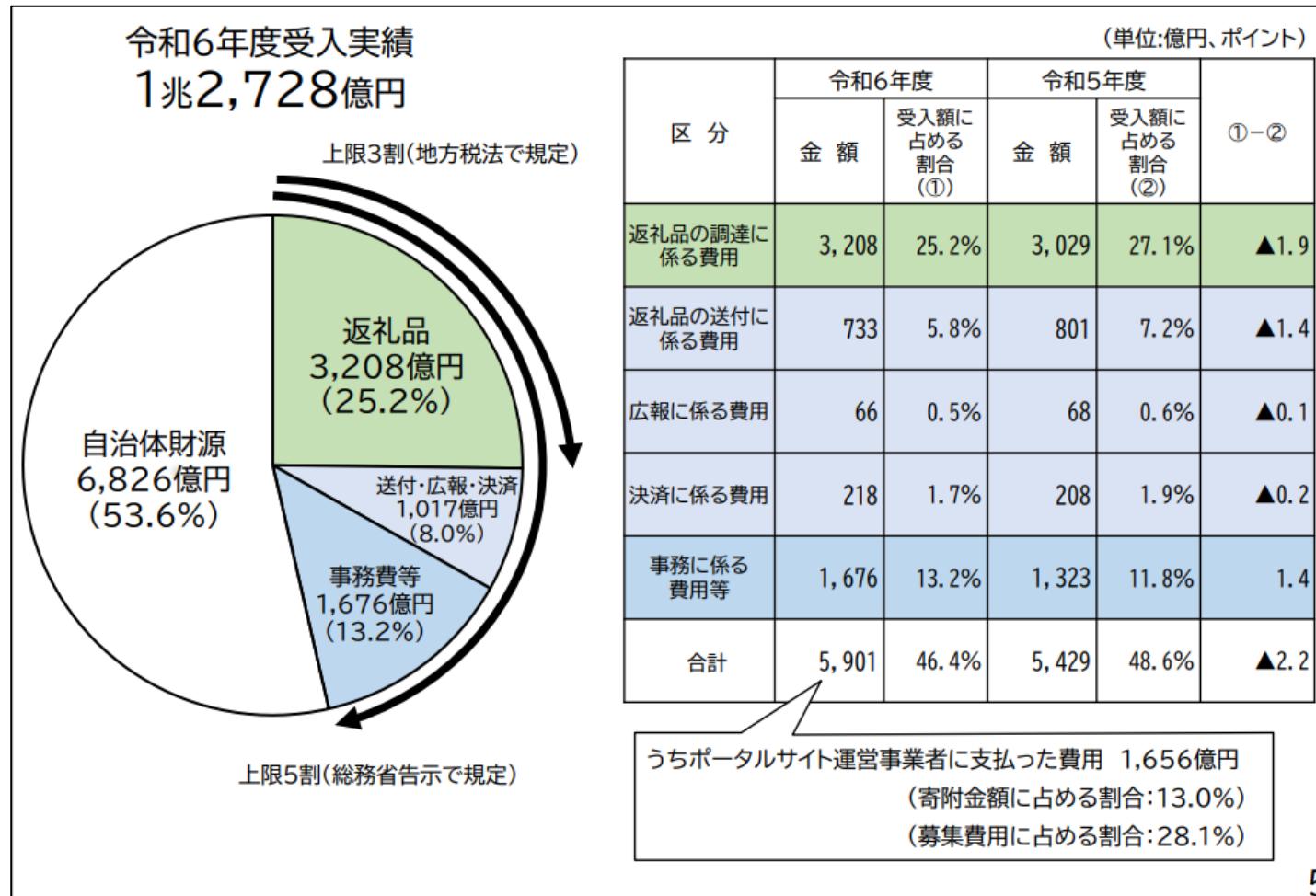
【参考】財政力指数の全国平均:0.48
財政力指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となる

※受入額1億円以下の財政力指数の平均については突出した高い値をもつ自治体があったため、上位と下位からそれぞれ5%を除去する「5%トリム平均」を使用（単純な平均は、0.43）

参照：ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）（令和7年7月31日自治税務局市町村税課）、
「令和5年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標」（総務省）から作成

2-11 ふるさと納税の募集に要した費用（全体）

- ふるさと納税の募集に要した費用は、全団体合計で約5,900億円（受入額の約46%）。
- 費用のうちポータルサイト運営事業者に支払った費用は約1,656億円。

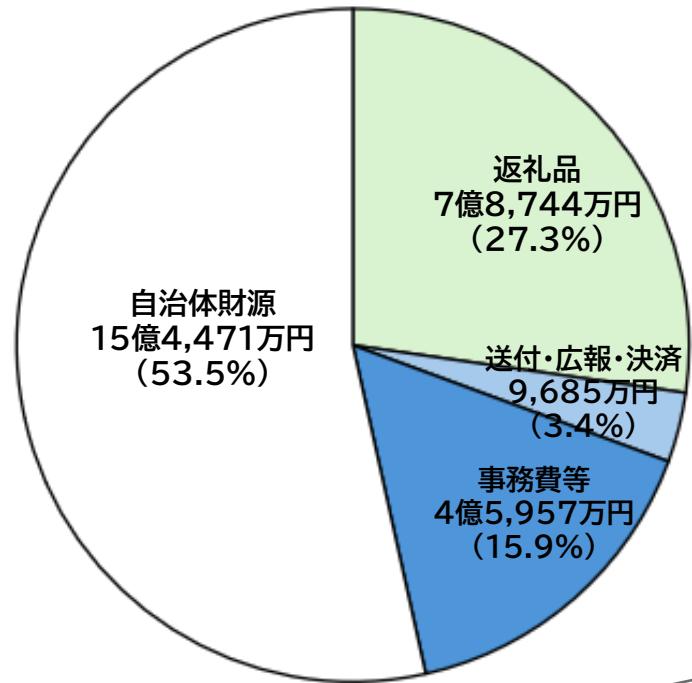


2-12 ふるさと納税の募集に要した費用（横浜市計）

- ふるさと納税の募集に要した費用は、合計で約13億4,385万円（受入額の約47%）。
- 費用のうちポータルサイト運営事業者に支払った費用は、約4億9,872万円（受入額の約17%、募集費用の約37%）。

令和6年度受入実績
28億8,857万円

（単位:万円、ポイント）



うちポータルサイト運営事業者に支払った費用 4億9,872万円
(受入額に占める割合 約17%)
(募集費用に占める割合 約37%)

※端数処理の関係から合計が一致しない場合がある。

2-13 ふるさと納税の募集に要した費用の変動（横浜市）



- ふるさと納税受入額の増加と合わせて、受入額に占める費用の割合も増加している。

(単位:万円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合	金額	受入額に占める費用の割合
受入額	9,130		29,548		33,708		40,536		118,620		288,857	
返礼品等の調達に係る費用	83	0.9%	2,404	8.1%	5,116	15.2%	7,002	17.3%	28,950	24.4%	78,744	27.3%
返礼品等の送付に係る費用	2	0.0%	0.4	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	1,871	1.6%	4,883	1.7%
広報に係る費用	40	0.4%	33	0.1%	27	0.1%	60	0.1%	388	0.3%	1,092	0.4%
決済等に係る費用	20	0.2%	194	0.7%	283	0.8%	630	1.6%	1,454	1.2%	3,710	1.3%
事務に係る費用等	40	0.4%	724	2.5%	1,208	3.6%	3,969	9.8%	20,683	17.4%	45,957	15.9%
合計	183	2.0%	3,356	11.4%	6,634	19.7%	11,461	28.3%	53,346	45.0%	134,385	46.5%

※端数処理の関係から合計が一致しない場合がある。

2-14 【参考】募集費用に関する規定



地方税法（昭和25年7月法律第226号）

（寄附金税額控除）

第三百四条の七 本文省略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 省略

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三から五 省略

3 以降省略

総務省告示第179号（令和7年6月24日最終改正）

（趣旨）

第一条 省略

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。

一 省略

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあっては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。次号において「募集費用」という。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

2-15 寄附受入額の活用状況（全国）



- ふるさと納税制度による寄附受入額は、子育て支援や教育、まちづくりなどに活用されている。
- 災害支援金としても活用されており、その場合、返礼品がないものの、多額の寄附を受け入れ復旧や復興のために使われている。

【北海道白糠町（令和6年度寄附受入額が全国第2位）における活用事例】

- ・子育て支援事業（18歳までの医療費の無料化、保育料・給食費の無料化など）
- ・教育（幼児教育サポート事業、放課後学習サポート事業など）
- ・まちづくり（防災行政無線戸別受信機の整備など）
- ・健康づくり（町民の健康づくり）
- ・産業づくり（新規就農者支援事業など）

出典：白糠町ふるさと納税 寄附金の使い道（北海道白糠町ホームページ）

【災害支援金としての活用】

- ・能登半島地震への支援により、石川県及び県内自治体への寄附が急増（52億円→113億円、118%増）

出典：令和6年度地方財政審議会（令和7年2月7日）説明資料

2-16 寄附受入額の活用状況（横浜市）



- 横浜市において、ふるさと納税制度による寄附受入額は、子どもの貧困対策や動物園の経費ほか、男女共同参画支援、高齢者福祉・障がい者福祉の向上などに活用されている。
- その他、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）への活用。

【令和5年度における寄附金額とその使途】

〈寄附総額〉

約12億円

〈主な活用先〉

- ・子どもの貧困対策・・・約1.6億円
- ・男女共同参画支援・・・約0.5億円
- ・動物園の経費・・・約0.5億円
- ・高齢者福祉・障がい者福祉の向上・・・約0.3億円 など

【GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）への寄附】

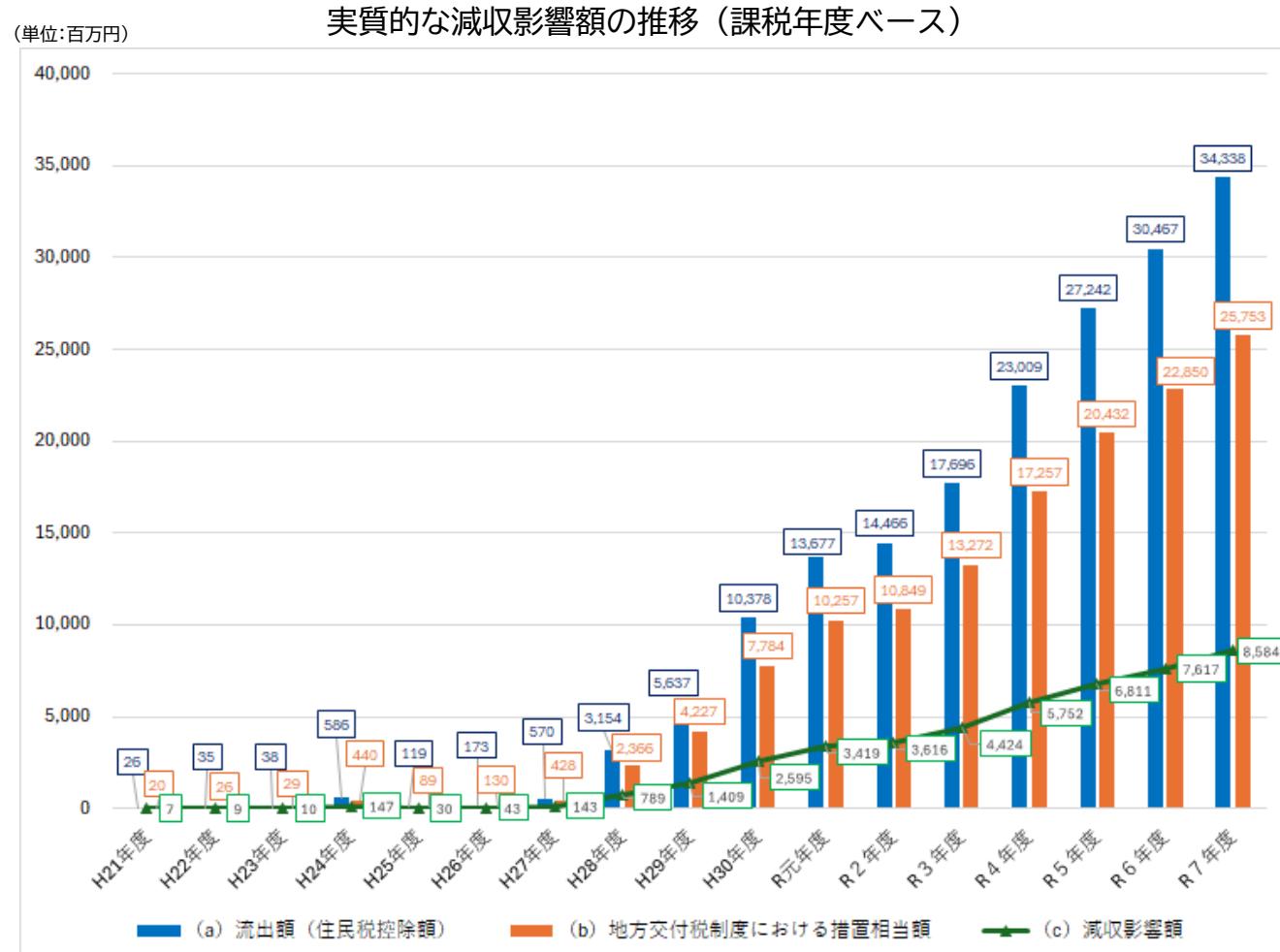
- ・寄附金を基金へ積み立て、横浜市が行うGREEN×EXPO 2027に関する事業の推進に活用

II メディア等で指摘されている問題点

1 自治体財政への影響

1-1 横浜市の実質的な減収影響額

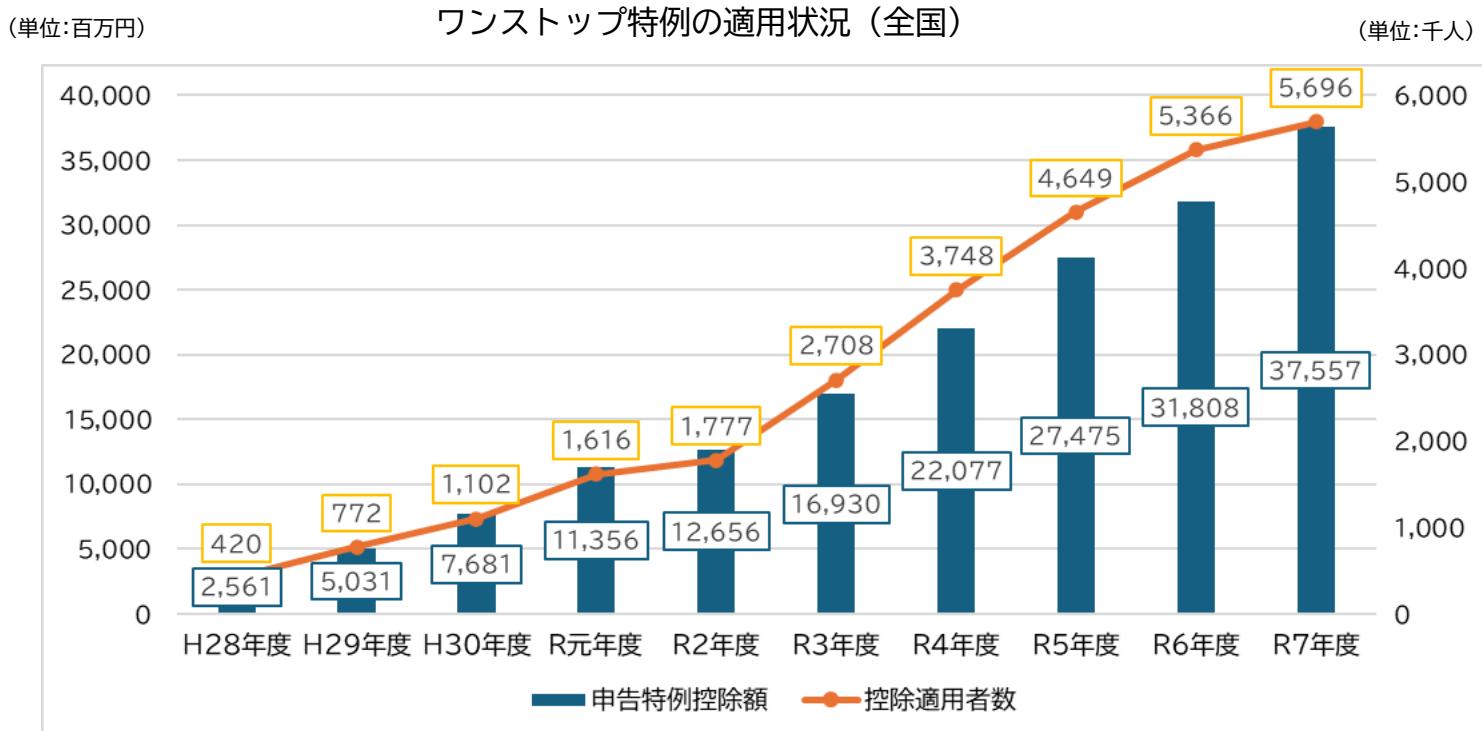
- ふるさと納税制度の利用による流出額（住民税控除額）は年々増加（R7年度課税分：約340億円）。
- 地方交付税制度における措置（約75%相当）を考慮した実質的な減収影響額は約86億円。



※ (b) 地方交付税制度における措置相当額 は、 (a) 流出額（住民税控除額）の75%と仮定し算出した額

1-2 ワンストップ特例制度による減収影響（全国）

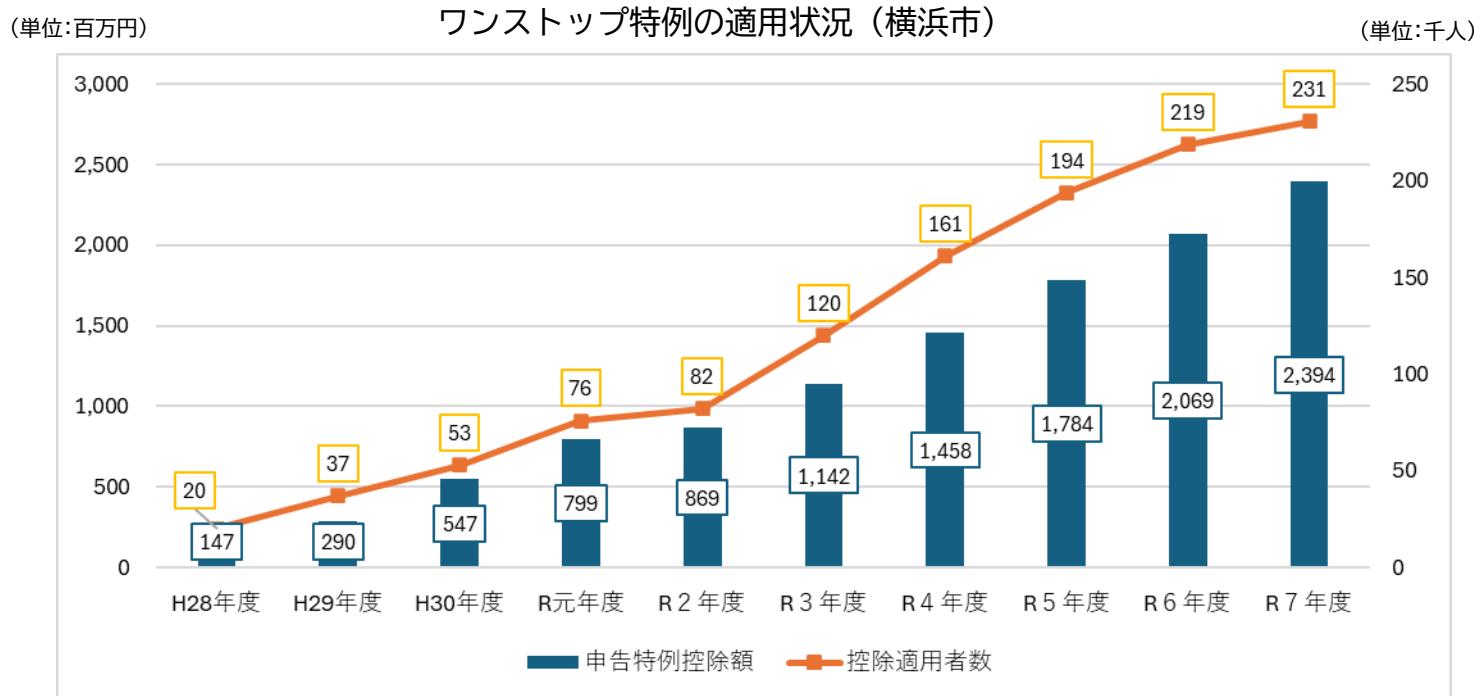
- ワンストップ特例制度適用分の人数は、全国で約570万人。
- R7年度課税分における申告特例控除額（確定申告をすれば所得税から控除される分）は、全国計で約376億円。



※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

1-3 ワンストップ特例制度による減収影響（横浜市）

- R7年度課税分における横浜市のワンストップ特例制度適用分の人数は、約23万人。
- R7年度課税分における申告特例控除額（確定申告をすれば所得税から控除される分）は約24億円となっており、地方交付税制度における措置を考慮した実質的な影響額は約6億円に及ぶ。



※「ふるさと納税に関する現況調査について 住民税控除額の実績等」（総務省）の数値

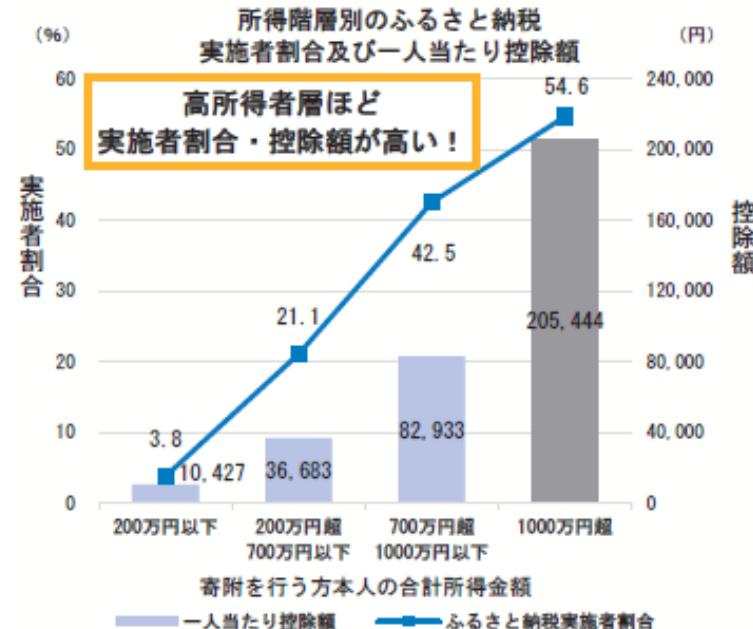
2 税の公平性

2-1 高所得者ほど大きな節税効果

(指定都市市長会税制改正要望における説明)

- 合計所得金額の階層別で見ると、高所得者層ほど、ふるさと納税の実施者割合及び一人当たり控除額が高い。
- 特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

所得階層別のふるさと納税実施者割合及び一人当たり控除額（指定都市）



- 注1 指定都市による調査結果（令和5年度課税分）を基に作成
2 控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額
3 実施者の割合は、所得階層別の納税義務者全体に対する割合

出典：令和7年度税制改正要望事項（指定都市市長会）より抜粋

3 本来の趣旨と異なる活用の拡大

3-1 ふるさと納税制度に関する意識①

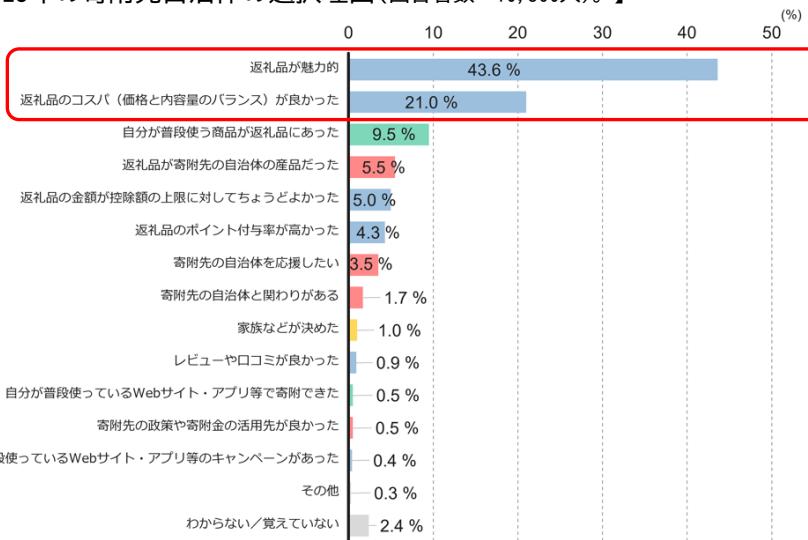
- 寄附先を選ぶ際には、返礼品の内容や魅力・コスパが重視されている（2024・2025年民間調査）。
- ふるさと納税制度において「お礼品が必要だと思う」と回答した人8割以上（2020年民間調査）。

【寄附先を選ぶ際に重視するポイントを教えてください（回答者数：1,009人）。】

- ・返礼品の内容や魅力：85.0%
- ・還元率・コスパ：44.6%
- ・応援したい自治体：27.6%
- ・寄附金の使い道（福祉、教育、災害支援など）：27.5%
- ・地元・ゆかりのある地域：23.2%
- ・評判やレビュー：23.0%
- ・配送の早さ・丁寧さ：8.0%

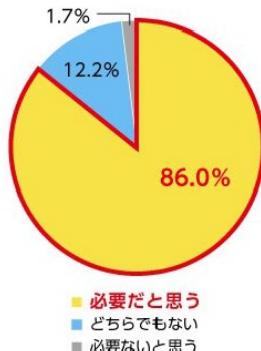
出典：2025年度 ふるさと納税に関するアンケート調査（はじめてのふるさと納税）

【寄附先選びの決め手は何？
～2023年の寄附先自治体の選択理由（回答者数：10,860人）。】



出典：ふるさと納税1万人調査！利用者の本音と最新トレンド
～ふるさと納税実態調査③～（独立行政法人経済産業研究所）

【ふるさと納税制度において、お礼品は必要だと思いますか（回答者：ふるさと納税経験のある8,871人）。】



【お礼品が必要だと思う理由<回答例>】

- ・お礼品があると、お得感があり、楽しみながら納税できる
- ・面倒な手続きもあるわけで、それに対してのモチベーションの維持につながる
- ・地域産業のPRになると思う。その地域への意識が高まりふるさと納税以外でも気に留まるようになっている
- ・お礼品により地域の特性をPRでき、その自治体を知るきっかけとなるため
- ・地域産業の雇用と活性化にもなっていると思う
- ・納税する側としての楽しみと、自治体側からは地域のアピールにつながり、観光などの別の形で経済が動くきっかけになりwin-winの策だと思うから

【お礼品が必要ないと思う理由<回答例>】

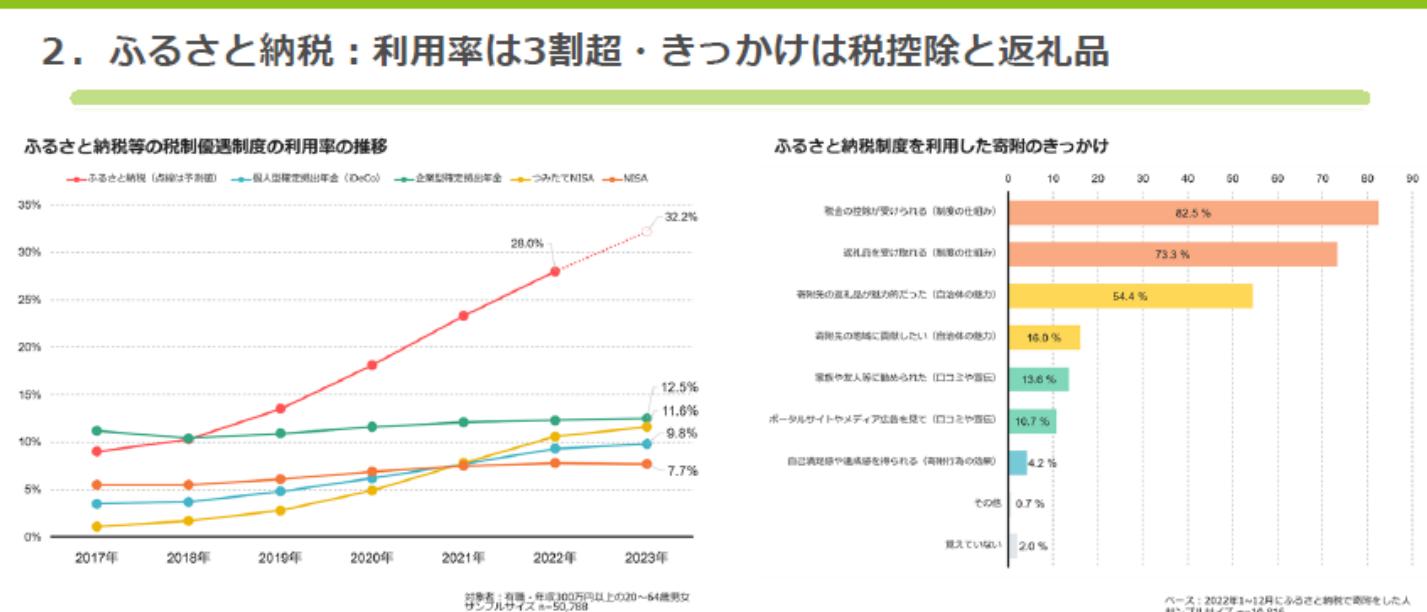
- ・お礼品を期待し、本来の目的と逸脱している
- ・応援したい自治体であれば別に必要ない。特産品がない自治体は寄付が少なく大変だと思う
- ・本来の趣旨に反する。住民税が控除されれば十分である
- ・本来寄付は、当該団体に対する愛着からするべきものだから

出典：2020 ふるさと納税利用実態アンケート（さとふる）

3-2 ふるさと納税制度に関する意識②

- ふるさと納税制度を利用した寄附のきっかけとして、「税金の控除が受けられる」、「返礼品を受け取れる」、「寄附先の返礼品が魅力的だった」が多い（2024年民間調査）。

2. ふるさと納税：利用率は3割超・きっかけは税控除と返礼品



ふるさと納税制度の利用率は上昇傾向にあり、2022-23年は約3割。

2022年のふるさと納税寄付者の利用のきっかけ（複数回答可）は

「税金の控除が受けられる」が82.5%、「返礼品を受け取れる」が73.3%、

「寄附先の返礼品が魅力的だった」が54.4%、「寄附先の地域に貢献したい」が16.0%でした。

【参考1】 横浜市の対応

- 横浜市を含む指定都市市長会は、税制改正要望として、ふるさと納税の見直しを挙げている。
- 具体的には、本来の趣旨に沿った制度となるよう、①特例控除額に定額の上限（例えば指定都市における市民税の場合10万円）を設けるなどの見直し、②ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直しを要望。

02 ふるさと納税制度の見直し

1 ふるさと納税制度の早急な見直し

ふるさと納税制度について、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

<現状と理由>

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより返礼品を目的とした寄附者が増加した。そのため、令和元年度税制改正で指定制度が創設され、返礼品については、その調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされたところである。

しかし、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

また、返礼品を目的とした寄附の増加により、地方自治体の財政に与える影響、特に都市部における税収減は非常に大きく、指定都市における税額控除額が全国の市区町村分の3分の1超を占めるなど、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況はない。

こうした課題が依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう、指定都市の財政への影響額及び納税者への影響割合を考慮し、特例控除額に定額の上限（例えば指定都市における市民税の場合10万円）を設定するなどの見直しを早急に行うべきである。

2 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みを速やかに見直すこと。

また、見直しまでの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。

<現状と理由>

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も何ら見直しがなされていない。所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより地方自治体に減収が生じていることから、速やかに見直すべきである。

1-2 指定都市市長会による要望内容②



- 指定都市市長会による要望にあるとおり、特例控除額の上限額を10万円に設定した場合、指定都市全体で影響を受ける方（10万円以上控除を受けている方）の割合は9%、基本控除分と特例控除分をあわせた減収額は約1,400億円から約1,100億円に留まることが見込まれる（令和5年度ベース）。

特例控除額の上限設定による影響額の試算（指定都市）

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
影響を受ける方の割合	28%		9%		5%	
令和6年度減収額(a)	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分
	197 億円	1,205 億円	197 億円	1,205 億円	197 億円	1,205 億円
上限を設けた場合の減収額(b)	96 億円	754 億円	134 億円	948 億円	151 億円	1,028 億円
影響額(a)-(b)	101 億円	451 億円	63 億円	257 億円	46 億円	177 億円

注1 令和5年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果及び指定都市による調査結果を基に作成

- 2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額（ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く）
3 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

出典：令和7年度税制改正要望事項（指定都市市長会）より抜粋

1-3 受入促進に向けた取組

- 横浜市では、令和5年度から、寄附用ポータルサイトを新規開設する等、ふるさと納税の寄附受入拡大の取組を加速。

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

会和 5 年 8 月 31 日
政策局財源確保推進課

ふるさと納税の寄附受入拡大の取組を加速！

～寄附用ポータルサイトを一挙に 5 サイト新規開設するとともに、横浜の魅力あふれる返礼品を追加します～

横浜市では、「更なる寄附金の確保」、「市内事業者支援」及び「市の魅力 PR」に向け、令和5年度から、ふるさと納税の関連業務を外部委託し、民間のノウハウやネットワークを活用しながら、ポータルサイトの複数化、返礼品の拡充、広報の強化などに取り組んでいます。

この度、ふるさと納税のピーク期となる年末を前に、**寄附用ポータルサイトを新たに5サイト開設する**とともに、**「ふるさと納税特別限定プラン」など、横浜の魅力あふれる返礼品を追加します**。なお、返礼品については、随時公募を行い、今後も魅力的な「体験」や「市内産品」を順次、追加していきます。

1 ポータルサイトの拡充

寄附用ポータルサイトを5サイト追加し、一挙に7サイトに拡充します。これにより、寄附者の方の選択肢が広がり、日頃お使いのポータルサイトから横浜市へ寄附できるようになるなど、利便性が向上することで、横浜市への寄附の端幅が大きく広がることが期待できます。

【今後利用いただけるポータルサイト】

	ポータルサイト名 (運営事業者名)	公開日	ポータルサイトの特徴等
新規	楽天ふるさと納税 (楽天株式会社)	9月1日(金)	楽天会員が利用可能。「楽天トラベル」での宿泊返礼品も提供。
新規	一休.com ふるさと納税 (株式会社一休)	9月4日(月)	一休.com が運営する宿泊特化型のサイト。
新規	G-Call ふるさと納税 (株式会社ジー・ビー)	9月4日(月)	紙カタログが完実。電話やFAX等での受付も可能。
新規	ふるなび (株式会社アモバイル)	9月5日(火)	品物に加え「ふるなびラベルポイント」を提供。市内ホテル等で利用可。 ※ふるなびラベルの掲載料10月中旬から予定
新規	さとふる (株式会社さとふる)	10月中	ソフトバンクグループで、テレビCM等で認知度の高いサイト。
既存	ふるさとチヨイス (株式会社トライアック)	-	横浜市では令和2年度より開設。
既存	ふるぽ (株式会社JTB)	-	JTBトラベルクーポン等を取り扱う。横浜市では令和5年度より開設。

上記ポータルサイトのURLは、横浜市ホームページにてご確認ください。（公開日からリンク使用可）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zoisei/shisai-takorakuji-kifuku/kifuku01.html>

裏面あり

返礼品の追加

限定プランも！

ふるさと納税を英語として横浜の魅力に触れるにより、横浜ファンを増やしていくとともに、観光や地域経済の振興等に繋げることを目指し、返礼品の拡充に取り組んでいます。今回、寄附者の方の多様なニーズに応えるため、「特別限定プラン」を含む、横浜らしさにあふれる返礼品を追加します。

あわせて、市内事業者の皆様が同時に、当社の返礼品を申請いただける公募システムを新たに立ち上げました。今後も市内事業者の皆様のご協力をいただきながら、順次、魅力的な返礼品を拡充していきます。

<事業者向け返礼品公募システム>
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zoisei/shisai-takorakuji-kifuku/koubo.html>

《追加する主な返礼品》

ホテルニューグランド
本館マイカーサーズスイートペアご宿泊券（2食付）
横浜港を臨む夜景が美しいレストランのディナーコースと、マイスターによる歴史をめぐる館内ツアーをお楽しみいただけます。

横浜ベイホテル東急
パシフィックスイートツインペイビューペアご宿泊券（2食付）
国内外のVIPが宿泊するスイートルーム、絶料理長監修による特別コースをお部屋で堪能。

ザ・カハラ・ホテル&リゾート横浜
ザ・カハラ・スイート＆ディナー頂コススペアご宿泊券（2食付）
カハラ・スイートの宿泊に、ディナーは、イタリア料理、日本料理、鉄板焼きの頂コースからお選びいただき、お食事に合わせたペアリングワインをご提供。

一横浜市×キタムラ～返礼品第2弾コラボアイテム3品
野毛山動物園・あいかいくくわく・横浜開港記念余韻やマリタワーなどをモチーフにした、オリジナル返礼品。
(寄附額 左から 44,000 円、37,000 円、26,000 円)

フォリウム フロリス タカラヅカ
サロン・ド・馬車道
アフタヌーンティーギフトカード（ペア）
シュークラフトアーティストの元宝塚歌劇団みざき受がてがけるアフタヌーンティー専門店。バラの花に囲まれた店内で豪華なティータイムをお楽しみ頂けます。

バニラピーンズ ショーコラ 8個入
EO サイトでも人気ランキング上位の VANILLA BEANS のオーニングセラ商品。

サイトウ・アイロン・ボード
アートロン（ARTRON）アートカバー付き
既存返礼品の中でも人気の、横浜発祥の高級アイロン台。インテリアになるアイロン台に、新たに11種類のアートカバーの選択が可能。

(寄附額 57,000 円)

【参考2】 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見

1-1 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見①



○ 税制度としての課題

地方税に関しては、居住地域において享受する行政サービスの対価という「応益原則」の性格が強いとされ、この点が「応能原則」の側面を重視し、受益と負担の具体的な対応関係が相対的に希薄である国税と異なる点となる。また、地方税には、地域社会の全ての構成員により相互に負担を分かち合うべきという「負担分担原則」という考え方もある。こうした点を踏まえるならば、ふるさと納税の意義として説明されている「納税者による選択」については、その是非はともかくとして、教科書的な意味での本来の地方税の趣旨とは性格を異にするものと考えられる。

（「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」－寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題－」（2015年） 予算委員会調査室 三角政勝）

税は寄附とは異なり法律や条例にもとづいて強制力をもって賦課・徴収されるものであり、住民が自由意志で納税先を選択できるというのは税の原理原則に反します。住民税は居住自治体のサービスに対して税負担するという応益課税の原則にのっとったものですが、納税者の判断で非居住地自治体を選択し、「納税」するというのでは、応益原則に反しており、納税者間の不公平をもたらします。

（「「ふるさと納税制度」の本質的問題を問う」（2023年） 立命館大学教授 平岡和久）

ふるさと納税制度の改善策としては、土居（2014）の主張と同様にふるさと納税制度を明確に寄附金税制に位置づけ、認定NPO法人等への取り扱いに準じる形に改正すべきだ。具体的には、地方税について設定されている特例部分の段階的廃止を検討すべきである。特例部分の段階的廃止は、税収減を除く実質的な寄附部分がどのように推移するかをみながら決定すべきだろう。特例部分を段階的に廃止すれば、高額の寄附には一定割合の自己負担を伴うようになり、高額所得者の有利さを軽減することにもつながることになるからだ。

（「ふるさと納税制度の現状と課題」（2016年）関西大学経済学部教授 橋本恭之・近畿大学短期大学部准教授 鈴木善充）

1-2 ふるさと納税制度に対する有識者等の意見②

○ 過度な返礼品競争

お世話になった自治体、応援したい自治体に力になれる制度であるとしているが、寄附者の多くはふるさと納税代行業者のサイトで、自分が欲しい返礼品を検索して寄附先を決めているが実態である。ふるさと納税の総額が現在のように膨大な金額になるまでは、札幌市のように返礼品の依存することなく、特徴的な寄附メニューを提示することで寄附を集めていた自治体も存在していた。しかし、札幌市も市民の寄附による税収減が巨額となってきたため、2020年から地元の工場産のビールを返礼品に加えるなど返礼品競争に参入せざるをえない状況に追い込まれている。

（「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」（2023年） 関西大学経済学部教授 橋本恭之）

○ ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度は、寄附者の利便性を高める制度だが、この制度はふるさと納税の本来の目的に合致しないものと考えられる。総務省のホームページでは、「第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。」と記述されている。納税の大切さを意識するならば、確定申告してもらうことで、納税意識の向上を図るべきである。ワンストップ特例制度については、本来負担すべきでないものを地方自治体にせまるという問題点も抱えており、廃止を検討すべきである。

（「ふるさと納税制度と国・地方の財政」（2019年） 関西大学経済学部教授 橋本恭之）

ワンストップ特例制度は、本来国税からの還付される部分についても、地方自治体が肩代わりして還付するという不合理な制度もある。ワンストップ特例制度は、寄附者の居住先の自治体に連絡が必要など事務的な負担も重い制度であり、即刻廃止すべきだ。

（「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」（2023年） 関西大学経済学部教授 橋本恭之）

○ ふるさと納税制度のあり方

① ふるさと納税とは、そもそも何なのだろうか

- ・ ふるさと納税の存在理由は何か
- ・ 「本来の趣旨」とは何なのか
- ・ 何を目的とした制度なのか

② 現行制度の問題点は何か

- ・ 上記①に照らして何が問題となるのか

③ ふるさと納税の現況をいかに評価すべきか